

資料

条例・規則・要綱



文化財保護法（抜粋）

昭和25年5月30日法律第214号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1～5 省略

6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（伝統的建造物群保存地区）

第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2～4 省略

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（重要伝統的建造物群保存地区の選定）

第144条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

（管理等に関する補助）

第146条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

村田町伝統的建造物群保存地区保存条例

平成25年11月11日

村田町条例第24号

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、村田町が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制、その他その保存のため必要な措置を定め、もつて村田町の文化的向上に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）伝統的建造物群 法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。

（2）伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

（3）建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）及び建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。

（保存計画）

第3条 村田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条の規定により保存地区に係る都市計画の決定があったときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）保存地区の保存に関する基本計画に関すること。

（2）保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と

一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定に関すること。

（3）保存地区内における建築物その他の工作物等及び環境物件の保存整備計画に関する事項

（4）保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等に関する事項

（5）保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更しようとする場合に準用する。

（現状変更行為の制限）

第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、町長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

（1）建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却

（2）建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

（3）宅地の造成その他の土地の形質の変更

（4）木竹の伐採

（5）土石の類の採取

（6）水路の変更又は埋立て

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

（1）非常災害のため必要な応急措置として行う行為

（2）次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの

（3）次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 仮植した木竹の伐採

（4）前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 宮城県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

3 町長及び教育委員会は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

（許可の基準）

第5条 町長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準（町長にあっては、第8号に定める基準）に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

（1）伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

（2）伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移転を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

（3）伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

（4）伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（5）伝統的建造物以外の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（6）伝統的建造物以外の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

（7）前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損な

うものでないこと。

- (8) 前各号に掲げるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為（次条に規定する行為を除く。）については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、町長及び教育委員会に協議しなければならない。

(適用除外)

第7条 文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第6項各号に規定する行為及びこれらに類する行為で、保存地区の保存に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして教育委員会規則で定めるものについては、第4条第1項の規定は適用しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、町長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 町長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく処分に違反した者の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (2) この条例又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

2 町長及び教育委員会は、前項の規定により処分し、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者に対し聴聞を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。

(経費の補助等)

第9条 村田町は、保存地区内における建築物等及び環境物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第10条 教育委員会に審議会を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、村田町及び教育委員会

が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

以下、省略

村田町伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成26年3月10日

村田町教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、村田町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年村田町条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(建築物以外の工作物)

第2条 条例第2条第3号の規定に掲げる建築物以外の工作物とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 門及び塀その他これらに類する工作物

(2) 石畳、石灯籠及び石碑その他これらに類する工作物

(3) 屋敷神及び鳥居その他これらに類する工作物

(4) その他村田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める工作物
(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による現状変更行為（以下、「現状変更行為」という。）の許可を受けようとする者は、現状変更行為許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に添付を要しないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めた書類
(許可の決定等)

第4条 教育委員会は、前条の規定による許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、許可の可否を決定しなければならない。この場合において、教育委員会は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により許可の決定をしたときは、現状変更行為許可決定通知書（様式第2号。以下「許可決定通知書」という。）により、不許可の決定をしたときは現状変更行為不許可決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第5条 前条の規定により現状変更行為の許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、許可決定通知書を受けた後に、許可申請書に記載した現状変更行為を変更しようとするときは、現状変更行為変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認を決定しなければならない。この場合において、変更の承認を決定するときは、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により当該変更の承認を決定したときは、現状変更行為変更承認通知書（様式第5号）により、不承認の決定をしたときは現状変更行為変更不承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(許可標識の掲示)

第6条 行為者は、当該行為の許可を受けた期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区現状変更行為許可証（様式第7号）を掲示しなければならない。

(完了等の届出)

第7条 行為者は、当該許可に係る行為が完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了（中止）届出書（様式第8号。以下「完了等届出書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により完了等届出書を提出する場合は、次に掲げる図書

- (1) 許可に係る行為を完了し、又は中止した後のカラー写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた書類

3 教育委員会は、第1項の完了等届出書が提出された場合は、速やかに検査しなければならない。

4 教育委員会は、検査の結果、許可内容と異なる行為が確認された場合、行為者に対し是正措置を指導するものとする。

(特例の協議)

第8条 条例第6条の規定による協議をしようとする者は、現状変更行為協議申出書（様式第9号）に第3条各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(適用除外)

第9条 条例第7条の規定により通知をしようとする者は、現状変更行為通知書（様式第10号）に第3条各号に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(条例第7条に規定する規則で定める行為)

第10条 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国、宮城県若しくは村田町又は当該都市計画施

設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為

- (3) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (4) 信号機等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (5) 気象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (8) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (9) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (10) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為
- (13) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (14) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (15) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為（許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、条例第8条第1項の規定により処分又は必要な処置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ町長の承認を得るとともに、現状変更行為許可取消通知書（様式第11号）により行為者に通知するものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付要綱

平成26年3月10日

村田町告示第15号

（趣旨）

第1条 この要綱は、村田町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成25年村田町条例第24号。以下「条例」という。）条例第9条の規定に基づき、条例第4条第1項の規定による現状変更行為の許可を受けた者に対し、予算の範囲内において村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、村田町補助金等交付規則（平成15年村田町規則第3号。以下「規則」という。）及び村田町補助金等交付要綱（平成15年村田町訓令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以下「建築物」という。）その他の工作物をいう。
- (4) 伝統的建造物 条例第3条の規定により定められた保存計画（以下「保存計画」という。）において、保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件（以下、「環境物件」という。）と決定されたものをいう。
- (5) 修理 保存計画に定められた修理基準に基づき行われる伝統的建造物の保存のための行為をいう。
- (6) 修景 保存計画に定められた修景基準に基づき行われる伝統的建造物以外の建築物等に係る行為をいう。
- (7) 外観 通常望見できる屋根、外壁、軒回り、外部に面する建具等をいう。ただし、修理における屋根及び外壁にあってはこれらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等主たる構造物及び下地を、修景における屋根及び外壁にあっては下地を含むものとする。
- (8) 構造耐力上主要な部分 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の構造耐力上主要な部分をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 保存地区内における伝統的建造物の所有者、管理者又は占有者で、保存計画に基づき、その修理及び修景を行う者
- (2) 修理及び修景を行う団体として町長が認めた団体の代表者

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に添付を要しないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び設計仕様書
- (4) 現況カラー写真
- (5) 実施設計書
- (6) 現状変更行為許可証の写し
- (7) 町税等の滞納が無いことを証明する書類
- (8) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、不承認と決定したときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金不承認決定通知書（様式第3号）をそれぞれ申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定された補助事業の内容等を変更、中止又は廃止しようとするときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）に、第5条各号に掲げる書類のうち当該変更、中止又は廃止に係るものを添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業変更・中止・廃止承認決定通知書（様式第5号）を補助事業者へ通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による変更、中止又は廃止の承認を決定し、第6条の規定により交付決定した補助金に変更があるときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付変更等決定通知書（様式第6号）を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、速やかに村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に添付を要しないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 竣工図及び実施設計図書
- (2) 施工前及び竣工後のカラー写真
- (3) 補助事業の実施に関する契約書等の写し
- (4) 補助事業に係る領収証の写し
- (5) 施工業者の事業完了届の写し
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、実績報告書を提出した後、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金交付請求書(様式第8号。以下「補助金交付請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 町長は、補助事業遂行上必要があると認めたときは、交付決定した補助金額を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金概算払請求書(様式第9号。以下「概算払請求書」という。)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に添付を要しないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 竣工図及び実施設計図書
- (2) 施工前及び竣工後のカラー写真
- (3) 補助事業の実施に関する契約書等の写し
- (4) 補助事業に係る請求書の写し
- (5) 施工業者の事業完了届の写し
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認めた書類(交付決定の取消)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金等の運用が不適当であると認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、規則第13条の規定により確定した補助金について、既に交付されている補助金が確定した補助金を超えているときは、その差額について、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、前2項の規定により既に交付した補助金の返還を命令するときは、村田町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金返還命令書(様式第10号)により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	種別	補助率	補助限度額
伝統的建造物の修理	保存計画に定める修理基準に基づく外観及び構造耐力上主要な部分(床版及び屋根版の内部表面仕上げを除く。)の修理に係る経費(構造耐力上主要な部分の補強工事に係る経費を含む。)	建築物	8/10以内	1,200万円
		工作物	8/10以内	400万円
伝統的建造物以外の建築物等の修景	保存計画に定める修景基準に基づく新築、増築、改築移転、修繕及び模様替え又は色彩の変更でその外観の修景に係る経費	建築物	7/10以内	600万円
		工作物	7/10以内	200万円

備考

- 1 補助対象経費には、設計及び監理に要する費用を含むことができる。
- 2 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

村田町伝統的建造物群保存地区における 村田町町税条例の特例を定める条例

平成26年9月16日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第143条第1項の規定により、町が定めた村田町伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内に所在する土地及び家屋に対して課する固定資産税について、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定に基づき村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号。以下「町税条例」という。)の特例を定め、もって保存地区の歴史的環境の保全と活用を資することを目的とする。

(固定資産税の減額の特例)

第2条 保存地区内の土地及び家屋に対して課する固定資産税は、町税条例の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 村田町伝統的建造物群保存地区保存条例(平成25年村田町条例第24号。以下「保存条例」という。)第3条第1項の規定による保存計画に定められた伝統的建造物である家屋の敷地に対して課する固定資産税については、その税額の2分の1に相当する額を減額するものとする。

(2) 前号の敷地以外の土地(課税地目が宅地に限る。)に対して課する固定資産税については、その税額の5分の1に相当する額を減額するものとする。

(3) 保存計画に定められた伝統的建造物以外の家屋で保存計画に定める修景基準に基づき修景した家屋に対して課する固定資産税については、修景後5年間に限りその税額の5分の1に相当する額を減額するものとする。

(適用対象等)

第3条 前条に規定する固定資産税の減額の特例(以下「特例措置」という。)は、当該固定資産税の納税義務者に適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法及び保存条例の規定に違反している場合は、特例措置は適用しない。

(申請)

第4条 第2条の規定により特例措置の適用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、この規定の適用を受けようとする最初の年度の納期限前7日までに申請書を町長に提出しなければならない。ただし、最初の特例措置を行った年度以降の特例措置については、当該年度において当該固定資産の特例措置要件に変更がないと確認できる場合に限り、申請を省略することができる。

2 前項の申請書の提出後において申請内容に変更が生じた場合は、当該申請者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を審査し、特例措置の適用を決定したときは、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 町長は、特例措置の適用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、特例措置の適用の決定を受けたとき。
- (2) 第3条第2項に規定する事由が判明し、又は生じたと認めたとき。(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、法第144条第2項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定に係る告示の日以後最初に到来する1月1日を賦課期日とする年度分以後の年度分の固定資産税について適用する。